

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市のまちづくりの基本となる「第5次守山市総合計画」では将来の都市像を『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』と設定しています。

また「第2次健康もりやま21」でも基本理念を『生涯を通じた健康づくりの「わ」で輝く人づくり、地域づくり』としていることから、この自殺対策計画でも、「わ」を重視した基本理念を設定し、さまざまな対策を講じ、「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」を目指します。

こころの健康づくりの「わ」で ふれあい・気づき・つながる・いのちのプラン

2 自殺対策における基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などにより、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程があると考えられるからです。

自殺に至った人の大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、深刻な状態

守山市の自殺者数は、平成21年から年間約12人前後で推移してきました。国や県では、減少傾向にありますが、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ず、若年層では、20歳未満の自殺死亡者数は概ね横ばいであることに加え、15歳から44歳までの死因の第一位が自殺となっています。

かけがえのない尊い命が、自殺に追い込まれている現状は深刻であり、さらなる取組の強化が必要です。

3 守山市の基本施策と重点施策について

(1) 基本施策について

国は、全国的に実施することが望ましい自殺対策事業について、次の5つを基本施策として推進していくこととしています。

本市においては、これまでの指針に基づく対策からみた課題を踏まえ、包括的に更なる推進を図る必要性があることから、国の基本施策に基づき、指針との整合を図りながら、次の5つを基本施策として推進していきます。

| 国 | 守山市 |
|---|---|
| 『地域自殺対策政策パッケージ』より | |
| <p>【基本施策1】 <u>地域におけるネットワークの強化</u> 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化する。</p> | <p>【基本施策1】 <u>地域におけるネットワークづくり</u> 「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」を実現するために、保健・福祉・教育・労働・法律など様々な領域が積極的に自殺対策に参画することができる環境づくりを行います。 <u>(主な事業)</u> 守山市自殺対策連絡協議会、守山市自殺対策庁内連絡会、生活支援相談室や商工会議所等関係機関との連携強化など</p> |
| <p>【基本施策2】 <u>自殺対策を支える人材の育成</u> さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対するの早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のために人材育成の方策を充実させる。</p> | <p>【基本施策2】 <u>自殺予防のための相談・支援の充実</u> (指針 基本的施策2 自殺予防のための相談・支援の充実) 自殺を予防するためには、問題を抱えた人に対する相談支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、関係機関とも連携を図り、相談窓口等を周知するための取組を行います。 また、誰もが「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー研修等を実施し、人材の育成を図ります。 <u>(主な事業)</u> ゲートキーパー研修、市職員の自殺対策研修、相談窓口の周知など</p> |

【基本施策3】

住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う。

【基本施策3】

自殺予防に向けた普及啓発の充実

(指針 基本的施策1 自殺予防に向けた普及啓発の充実)
命の大切さの理解を深めるとともに、悩みを抱えたときに気軽にこころの健康問題の相談機関を利用できるよう、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていく取組を推進します。

(主な事業)

企業へのちらし等による啓発、こころの健康づくりに関する健康教育の実施など

【基本施策4】

生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことである。このような観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進する。

【基本施策4】

生きることの促進要因への支援

(指針 基本的施策3 こころの健康づくりとこころの病気の早期発見・早期治療の推進)

基本的施策4 自殺未遂者・遺族等へのケアの充実)

自殺未遂者への支援や遺族への支援だけでなく、こころの健康づくり、居場所づくり、生きがいづくりなどを通して、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

(主な事業)

居場所づくりによる閉じこもり防止、精神医療との連携による精神疾患の早期発見・治療、自殺未遂者への支援、LGBT等の人権に関する啓発など

【基本施策5】

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を全国的に展開していくためには、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標として、学校の教育活動として位置づけ、地区担当の保健師等地域の専門家が授業を行うという形で実施していくことが考えられる。

【基本施策5】

子ども・若者対策の強化

命をテーマとした授業やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるこころの悩み相談、ひきこもりに関する相談等を行うとともに、保健と教育等が連携をさらに強化し、子ども・若者が相談しやすい環境づくりなどに取り組みます。

(主な事業)

スクールカウンセラーによる相談、ひきこもりに関する相談、教職員へのゲートキーパー研修など

基本施策

具体的な取組

| | |
|----------------------------------|---|
| 基本施策1 地域におけるネットワークづくり | (1)関係機関との連携強化・活動支援 |
| 基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実 | (1)自殺に関する相談窓口の周知・充実 (2)相談従事者の資質の向上 (3)ゲートキーパーの養成 |
| 基本施策3 自殺予防に向けた普及啓発の充実 | (1)自殺の実態を明らかにする (2)普及啓発活動の推進 |
| 基本施策4 生きることの促進要因への支援 | (1)こころの健康づくりの推進 (2)こころの病気の早期発見・早期治療の促進 (3)自殺未遂等ハイリスク者への対応 (4)自死遺族および周囲の人へのこころのケアの充実 (5)生きることの促進要因への支援 |
| 基本施策5 子ども・若者対策の強化 | (1)学校と連携した取組の強化 (2)SOSの出し方教育 |

(2) 重点施策について

「守山市の自殺者の特性」の特徴を踏まえ、「子ども・若者」、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「勤務・経営^{※1}」の5つが重点的に取組課題として明らかになっていることから、これらについて重点的に取り組みます。

重点施策

具体的な取組

| | |
|--|--|
| 重点施策1 子ども・若者への支援 | (1)妊産婦への取組 (2)児童・生徒への取組 (3)生きづらさを抱えた若者への取組 |
| 重点施策2 高齢者への支援 | (1)窓口の周知啓発 (2)高齢者の相談支援 (3)認知症高齢者への取組 (4)介護者・介護保険事業者への取組 |
| 重点施策3 生活困窮者への支援 | (1)困窮の脱却に向けた取組 (2)多重債務・消費者問題への取組 |
| 重点施策4 無職者・失業者への支援 | |
| 重点施策5 働く人 ^{※1} への支援 | (1)就労に対する取組 (2)働く人への啓発 (3)自営業者への取組 |

※1：「勤務・経営」とは有職者の自殺の割合等を指すものであり、わかりやすい表現に変更しました。

4 計画の基本目標

国の自殺総合対策大綱において、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡者を平成 27 年（2015 年）と比べ 30%減少させるという数値目標を掲げていますが、守山市では、平成 29 年（2017 年）にすでに目標を達成した状況にあります。

そのため、第 2 次健康もりやま 2 1 の分野別「休養とこころの健康」において自殺者数を平成 34 年（2022 年）までに「現状よりも減少 0 に近づける」という目標を設定していることから、次のように目標値を設定します。

| 項目 | 指標 | 現状 | | 目標 |
|-------------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------------|
| | | 平成27年 (2015年) | 平成29年 (2017年) | 平成34年 (2022年) |
| 自殺者数 ^{※1} の減少 | 自殺者数 | 17人 | 11人 | 現状より減少させ、 0 に近づける |
| 自殺死亡率 ^{※2} の減少 | 自殺死亡率 ^{※2} | 21.07 | 13.41 | 現状と比べて減少 ^{※3} |

※1 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より

※2 自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺者数

※3 国の数値目標の考え方によると、本市の自殺死亡率は平成 27 年と比べ 30%減少させると 14.75 となり、現状（平成 29 年）の 13.41 より高くなるため、目標（平成 34 年）は「現状と比べて減少」と設定することとします。

